松代地区住民自治協議会会則

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、松代地区住民自治協議会という。

（目的）

第２条　本会は、「自分たちの地域は自分たちでつくる」を理念に、住民自治の向上を図り、行政との連絡及び調整に努めるとともに住民相互の交流と活動を通じて連帯感を深め、住みやすく魅力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 地区内の各区・自治会、その他関連機関等との連絡調整。

(2) 行政機関との協定に基づく事業の実施。

(3) 地区の人権教育・文化活動・青少年の健全育成に関する事業の実施。

(4) 地区住民の健康と福祉の増進に関する事業の実施。

(5) 地区の産業振興事業の実施。

(6) 地区の防災・防犯・交通安全に関する事業の実施。

(7) 地区の生活環境の向上及び自然環境の保全に関する事業の実施。

(8) 地区の観光事業への支援。

(9) その他目的達成のために必要な事業の実施。

（会員）

第４条　本会の会員は、松代地区に居住する住民及び松代地区内を活動範囲とする各種団体等とする。

（事務所）

第５条　本会の事務所は、長野市松代支所内に置く。

第２章　組織

（評議委員）

第６条　本会に、評議委員を置く。評議委員は、別表１に掲げる住民の代表者、各種団体等から選出された代表者　（以下「団体代表者」という。）及び運営委員会で選任された者とする。

２　評議委員の選考については、別に定める細則による。

（組織）

第７条　本会に次の組織を置く。

２　本会に、総会及び運営委員会を置く。

３　本会に、必要に応じて課題別の部会（以下「部会」という）を設置する。

４　本会に、財務委員会を設置する。

５　本会に、必要な都度、対策本部を設置することができる。

（総会）

第８条　総会は、本会の最高議決機関であって、評議委員をもって構成し、毎年１回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は評議委員の３分の１以上の請求があった場合には、臨時総会を開催する。

２　総会は、次の事項を評議決定する。

(1) 本会の事業計画及び予算に関すること。

(2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。

(3) 運営委員会の推薦に基づき、会長（各地域からの推薦により選考)、副会長、会計及び監事を承認すること。

(4) 会則の制定及び改廃に関すること。

(5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

（運営委員会）

第９条　運営委員会は、会長、副会長、会計、部会長及び区長会理事をもって構成する。

２　運営委員会は、本会の事業の執行管理及び部会間の連絡調整を図るとともに、次

の事項を評議決定する。

(1) 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行うこと。

(2) 輪番制により各地域から推薦された会長候補者を審議選考し、総会へ推薦すること。

(3) 副会長、会計及び監事を審議選考し、総会へ推薦すること。

(4) 部会長から推薦された部会員を評議委員に選任すること。

(5) 総会に付議する事項について審議決定すること。

(6) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。

(7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。

３　必要に応じ、会員及び会員以外の有識者の出席を求め、意見を求める事ができる。

（部会）

第１０条　部会は、第２条の目的達成のための実行機関として、第３条の事業を遂行するための活動をする。

２　部会は、部会の構成団体、関係団体等と協議し、本会に課せられた事業で部会の目的に合致する事業を実施する。

３　部会長は部会員の互選とし、部会に副部会長を置くことができる。副部会長は部会長が指名する。

４　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

５　部会員は、団体代表者及び公募により選任された者、又は、部会が必要とし運営委員会で選任された者とする。

６　部会長は、実施状況について運営委員会へ報告する。

７　公募による部会員の募集方法は別に定める細則による。

８　副部会長及び部会員の任期は、役員の任期に準じる。

（財務委員会）

第１１条　財務委員会は、財務委員会細則により、次の事項を審議する。

(1) 本会の予算原案策定に関すること。

(2) その他財務に関すること。

２　財務委員会の委員構成は、細則第４条による。

（対策本部）

第１２条　会長は、地域内に被害が発生した時、または甚大な被害が予想される時は、支所長、自主防災組織連絡協議会会長（区長会長）と協議し必要に応じ対策本部を設置し、自主防災組織連絡協議会と協力して、住民の安全を守り被害の軽減を図るものとする。

第３章　役員

（役員）

第１３条　本会に次の役員を置く。

(1) 会長　　１名
(2) 副会長　　若干名
(3) 会計　　１名
(4) 監事　　２名
(5) 部会長
(6) 区長会理事
(7) 事務局長

２　会長は、各地域の輪番制で選出し、区長会会長を選出した次年度に、その地域から推薦されることを原則とする。また、輪番当番地域での選出が困難な場合は、次年度の地域と調整できるものとし、運営委員会で審議選考し、総会で承認を受ける。

３　副会長、会計、監事は、運営委員会で審議選考し、総会で承認を受ける。

４　副会長のうち、１名は区長会長が務め、部会長を兼務することができる。

５　監事は、他の役員を兼ねることはできない。

６　本会は、必要に応じ総会の承認を得て、前会長を顧問とし、置くことができる。

（役員の任務）

第１４条　役員の任務は、次のとおりとする。

(1)　会長は、本会を代表し、総理する。総会及び運営委員会を招集して議長となる。また、非常時の対策本部長となる。

(2)　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(3) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を審査する。

(4) 監事は、本会の業務及び会計の監査を行う。
(5) 部会長は、担当部会の運営にあたる。
(6) 区長会理事は担当各区の連絡調整にあたる。
(7) 顧問は、必要に応じて、各種会議に出席し、助言を行う

（評議委員及び役員の任期）
第１５条　会長の任期は１年とし、再任は原則として出来ないものとする。また評議委員及び会長を除く役員の任期は２年とする。ただし、補欠の評議委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、区長、各団体長にあっては、附則第３による。
２　評議委員及び、会長を除く役員は再任されることができる。

第４章　会議

（会議の招集）
第１６条　会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

（定足数等）
第１７条　会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。
２　会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

第５章　事務局

（事務局）
第１８条　本会の運営を円滑に行うため、事務局を設置する。
２　事務局に会長が任命する事務局長（役員）及び職員を置く。

第６章　会計

（会計）

第１９条　本会の経費は、会費、補助金、交付金、負担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

２　会費等を会員から徴収する場合は、区費等を考慮し、区・自治会の判断により減免をすることができる。

３　本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

（会計年度）

第２０条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（会計及び資産帳簿の整備）

第２１条　本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

（監査と報告）

第２２条　監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第７章　その他

（雑則）

第２３条　この会則に定めのあるもののほかに、本会の運営に必要な規則等に関しては、会長が別に定める。

附　則

１　役員の改選期には、会則第１０条第３項及び第６項の規定により、部会長が選出されるまでは、前年度の部会長とする。

２　第１４条第１号の規定にかかわらず、本会に関する基本的事項及び重要事項を、

除き、本会の運営上必要な事項について、議会に諮るいとまがない場合、会長が専決することができる。会長が専決した事項については、事後に開催する会議に報告するものとする。

３　第１５項の規定にかかわらず、評議委員及び役員の任期は、区長にあっては、区長の任期満了日、団体の代表者にあっては、その団体における任期満了日までとすることが出来る。

附　則

この会則は、平成１８年１１月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成１９年５月３１日から施行する。

附　則

この会則は、平成２０年７月１０日から施行する。

附　則

この会則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成２３年４月２８日から施行する。

附　則

この会則は、平成２６年５月９日から施行する。

附　則

この会則は、平成２７年５月８日から施行する。

附　則

この会則は、平成２９年４月２６日から施行する。

附　則

この会則は、平成３０年４月２６日から施行する。

附　則

この会則は、平成３１年４月２６日から施行する。

附　則

この会則は、令和２年５月８日から施行する。

附　則

この会則は、令和３年４月１９日から施行する。

附　則

この会則は、令和４年４月１５日から施行する。

附　則

この会則は、令和５年４月２０日から施行する。

別表１（会則第６条関係）

令和８年度松代地区住民自治協議会評議委員

部会名	部会構成団体	関係団体
総 務 部 会	区長会 *区長は「住民代表」として評議委員となる。	長野県共同募金会長野市支会松代分会 日本赤十字社長野県支部長野市地区松代分区 松代白バラ会 松代有線放送電話農業協同組合 松代復興応援実行委員会 松代町防犯協会
	松代地区自主防災組織連絡協議会	
	生活環境委員会	
	松代町河川愛護会	
	消防団松代地区正副分団長会	
	長野市赤十字奉仕団松代分団	
	（松代地区交通安全推進員）	
教育文化部会	教育文化支援委員会	松代愛の鐘管理委員会 松代音楽協会 松代総合美術展協議会 松代文化芸術協議会 松代オオムラサキの里 人権擁護委員 小中学校ＰＴＡ
	各地域子ども会育成会（6 団体）	
	松代地区青少年育成委員会	
	松代地区人権同和教育促進協議会	
	公民館・分館長主事会	
福祉健康部会	松代地区社会福祉協議会	松代マレットゴルフ協会
	長野地区保護司会第６分区	
	松代地区民生児童委員協議会	
	身体障害者福祉協会松代支部	
	松代シニア連合会	
	松代町更生保護女性会	
まちづくり部会 地域振興担当 歴史文化担当 交通担当	松代城跡第 2 期整備計画検討委員会（WG 含む）	エコール・ド・まつしろ倶楽部 長野商工会議所松代支部 信州松代観光協会 松代商店会連合会 NPO 法人夢空間松代のまちと心を育てる会 松代文化財ボランティアの会 松代農村民泊の会
	東条あんず祭り実行委員会	
	尼巌山・奇妙山トレッキングの会	
	松代の泉水・泉水路を守る会	

松代地区諸課題対策 関係団体
国道 403 号(松代地区)道路改良促進協議会 千曲川新道整備対策委員会 都市計画道路松代中央線整備促進検討会 松代地区内学校問題検討委員会 松代地区有害鳥獣対策委員会

松代地区住民自治協議会評議委員選考細則

第１条　この細則は、松代地区住民自治協議会会則第６条第２項で規定する評議委員の選考について必要事項を定める。

第２条　評議委員の任期満了前、「松代地区住民自治協議会だより」（以下「広報紙」という。）に、次期評議委員候補者となる団体名を掲載し周知につとめる。

第３条　広報紙に掲載をして２週間の経過後、評議委員として新たに加入、または退会の申し出のあった団体について各部会で選考を行う。また、退会の申し出のない団体は評議委員として承諾をしたものとする。

第４条　各部会は、評議委員として新たに加入の申し出のあった団体の事業計画及び予算書等必要な資料の提出を求め、次の団体基準を満たしているか適否を判断する。

(1) 公益性のある事業を行っている団体
(2) 松代地区を活動の拠点としている団体
(3) １年間以上活動の実績があり、継続性がある団体
(4) 住民自治協議会の目的に共通する活動をする団体
(5) その他会長が必要とする要件

第５条　部会長は、評議委員として適当と判断した者を、運営委員会へ推薦する。

附則　この細則は平成２２年４月１日から施行する。
附則　この細則は平成２７年５月８日から施行する。

松代地区住民自治協議会部会委員公募細則

（目的）

第１条　この細則は、松代地区住民自治協議会会則第１０条第７項で規定する部会員の公募について必要事項を定める。

（定数）

第２条　公募部会員の定数は、各部会５名以内とする。

（公募部会員の募集）

第３条　公募部会員が必要な部会長は、公募部会員の募集を広報紙「松代地区住民自治協議会だより」に掲載をして、随時行うことができる。

（応募資格）

第４条　公募部会員に応募できる者は、会員のうち当該部会の部会員とし参画する意欲のあるものとする。

（応募方法）

第５条　公募部会員に応募しようとする者は、公募部会員申込書を松代地区住民自治協議会長へ提出する。

（公募部会員の選考）

第６条　部会長は、前条の申込書の内容を審査し公募部会員として適当と判断した者を選任する。

（任期）

第７条　公募部会員の任期は、部会員の任期にあわせる。

附則　この細則は平成２２年４月１日から施行する。

附則　この細則は平成２７年５月８日から施行する。

松代地区住民自治協議会財務委員会細則

第１条　この細則は、松代地区住民自治協議会会則第１１条の規定により、住民自治協議会の予算原案を作成するため必要事項を定める。

第２条　財務委員会で作成する予算原案は、一般会計及び特別会計の歳入、歳出予算とする。

第３条　事務局は、あらかじめ各部会の予算要求額をとりまとめ、財務委員会へ提出する。

第４条　財務委員会の委員の構成団体および人数は下記のとおりとし、委員会は毎年度１回開催し、会長が招集し議長となる。

(1) 区長会理事
(2) 長野商工会議所松代支部　１名
(3) 住民自治協議会役員経験者のうち会長が指名する者　１名
(4) 事務局長　１名

第５条　事務局長は財務委員会で作成した予算原案を運営委員会へ提出する。

附則　この細則は平成２２年４月１日から施行する。
附則　この細則は平成２７年５月８日から施行する。
附則　この細則は平成２９年４月２６日から施行する。